

判決年月日	平成23年10月24日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成23年（行ケ）第10131号		
○「ユニヴァーサル法律事務所」の標準文字からなる本願商標が、図形と欧文文字Universalからなる引用商標と類似するとして審決が、商標の類否判断に誤りがあるとして取り消された事例			

（関連条文）商標法4条1項11号

本件は、原告が、本件商標について商標登録出願したところ、引用商標に類似するとして拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、特許庁から、請求不成立の審決を受けたので、その取消しを求めた事案である。

【本願商標】 ユニヴァーサル法律事務所（標準文字）

指定役務：第45類「訴訟事件その他に関する法律事務」

【引用商標】



指定役務：第42類「工業所有権に関する手続の代理又は鑑定その他の事務」

審決は、本願商標と引用商標とは、外観についての相違を考慮してもなお、「ユニバーサル」の称呼及び「全世界の、普遍的な」の観念において共通し、指定役務も同一又は類似であるから、本願商標は商標法4条1項11号に該当すると判断した。その理由として、本願商標の「法律事務所」の文字部分は、役務の提供場所等を表示したにすぎず、自他役務の識別標識としての機能が極めて弱く、「ユニヴァーサル」の文字部分を自他役務の識別標識と捉え、「ユニバーサルハウリツジムショ」の一連の称呼を生ずるほか、単に「ユニバーサル」の称呼をも生じ、「普遍的な、全世界の」等の観念を認識させると認定した。

本判決は、本願商標は、各文字が同一の大きさで等間隔にまとまりよく配列され、片仮名部分と漢字部分との間に切れ目がないこと、「ユニヴァーサル」は格別に強い印象を与える名称とはいえないこと、「法律事務所」は弁護士の事務所を称するものと規定され、弁護士は法律事務所に名称を付するときは事務所名称中に「法律事務所」の文字を用いなければならないとされており、「ユニヴァーサル」のみの表記によって弁護士業務を行うことは、通常は想定されないこと等に照らすと、需要者、取引者において、「ユニヴァーサル」との部分のみによって指定役務の出所が識別されることは、通常はないと解されるとして、本願商標は、「ユニバーサルハウリツジムショ」の称呼が生じ、「ユニヴァーサル」という語を名称の一部として有する法律事務所との観念を生じると認定した。そして、両商標とは、外観において著しく異なり、観念において相違し、称呼において一部共通するものの、取引の実情を考慮するならば、類似するとはいえないと判断し、審決を取り消した。